

北茨城市消防団活動 安全管理マニュアル

令和3年7月策定

目 次

はじめに	1
消防団の任務	1
安全管理の基本	1

【火災編】

1 火災出動時の安全管理	2
2 出動時の留意事項	2
3 消防車両運行上の留意事項	2
4 現場到着時の留意事項	3
5 水利部署時の留意事項	3
6 ホース延長時の留意事項	4
7 送水時の留意事項	4
8 放水活動時の留意事項	4
9 残火処理の留意事項	5
10 引き揚げ時の留意事項	5
11 林野火災での留意事項	6

【風水害編】

1 基本事項	8
2 河川警戒での留意事項	8
3 浸水地域の警戒での留意事項	8
4 崖崩れ地域の警戒での留意事項	9
5 強風時の警戒での留意事項	9
6 資機材等搬送時の留意事項	9
7 水防工法時の留意事項	9
8 救助活動時の留意事項	10
9 水防活動時における退避基準	11
警戒レベル発令時の広報文	12
北茨城市避難情報発令基準（洪水）	13
北茨城市避難情報発令基準（土砂災害）	14
洪水・大雨浸水に関する用語	15

【震災編】

- 1 参集時の留意事項 16
- 2 活動時の留意事項 16

【津波編】

- 1 津波ハザードマップ等の把握 18
- 2 参集及び出勤時の留意事項 18
- 3 退避ルールと情報伝達手段 18
- 4 活動時の留意事項 19
- 5 避難誘導、避難広報時の留意事項 19

はじめに

このマニュアルは、消防団員が警防活動等を遂行するにあたり、留意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙したものである。

すべての消防団員が「自らの命を守ることによって、多くの命を救うことができる」の考え方の下に、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

しかしながら、このマニュアルはあくまでも原則であることを念頭に置き、この基本行動に加え、それぞれの地域で求められる活動、また身を守るための方策について、各分団等で話し合い、各自が認識した上で活動することを基本としている。

消防団の任務

消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であり、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。

また、火災、地震などの災害発生時には地域住民の生命、身体及び財産を守るという任務を遂行するため、様々な現場に出動する必要がある。

安全管理の基本

安全管理は、自己管理が基本であることをよく認識し、自らの安全は自らが確保するという認識のもと、いかなる場合も安全行動に徹しなければならない。また、指揮監督的立場にある団員は、常に団員の行動の安全確保に努める必要があり、団員は連絡を密に行い、相互の安全の確保に努める。

事前対策としては、日頃から規律の保持、体調管理に努め、特に夏季においては熱中症に注意する。装備資機材を安全に使用するため、使用方法に習熟しておくとともに常に点検を励行する。また、安全確保の第一歩は服装に始まるため、常に点検を励行する必要がある。

【火災編】

1 火災出動時の安全管理

火災は、時間の経過により危険度は増大する。また、極度の緊張と興奮した状態での消火活動であるため、常に指揮者、団員が冷静な判断を行い、相互に安全を確保し、任務を遂行する必要がある。

2 出動時の留意事項

各部消防団詰所へ参集し、出動に際しては、原則として活動服、長靴（又は編上げ靴）、ヘルメット、手袋を着用し活動については、防火衣を着装する。また、消防車両での出動に際しては、2人以上で出動する。やむを得ず自家用車等で直接現場へ出動する場合は、走行には特に注意すること。

3 消防車両運行上の留意事項

- (1)出動に際して、シャッター等がある団詰所においては、シャッター等が完全に開放されているかを確認する。
- (2)車両の運行は、交通関係法規等に規定する事項を遵守する。
- (3)緊急走行時は、赤色散光灯及び前照灯を点灯させ、サイレン並びに警鐘を吹鳴し、窓をできる限り開放し、乗車員全員で安全を確認するとともに呼称を行う。
- (4)サイレン吹鳴していても一般車両は直ちに避讓しないことが多いため、優先通行権を過信しない。
- (5)赤信号の交差点通過時には、進入する直前で一時停止し、信号機の無い交差点、丁字路、一旦停止場所等においても同様とする。
- (6)拡声器やモーターサイレン等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意喚起するとともに、特に避讓車の陰や路地等から飛び出す車両や歩行者に注意する。
- (7)高さ・重量制限等のあるところでは、自隊の車両規格を確認して通行する。
- (8)出動の際は、他の隊も各方面から出動してくるため、特に交差点や丁字路では、消防車同士の出会い頭の衝突に注意する。
- (9)火や煙が見えると、それに気をとられ注意力が欠如しやすいため、運転者はもちろんのこと全員で前方及び周囲を監視し走行する。
- (10)走行中は、車両の固定物をしっかり握り急ブレーキに備える。
- (11)雨天時など道路の轍に水が溜まっている場合は、スリップ等に気を付け、車両重量等を考慮したスピードで走行する。

4 現場到着時の留意事項

- (1)指揮者は停車の合図を早めに行い、急停車を避ける。
- (2)停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所は避け、やむを得ず停車する場合は、車輪止めを増強したり、敷板を敷くなどの補強を行う。
- (3)現場状況によりやむを得ない場合を除き、反対車線には停車しない。
- (4)二次災害を防ぐため、風上等の危険の少ない場所に停車するとともに、他の車両等の通行も考慮し停車する。
- (5)指揮者は、確実に停車した後に、下車の合図を行い、団員は合図があるまで下車しない。
- (6)下車する際は、後続車や歩行者等の有無を確認してから車両のドアを開放する。
- (7)団員が一般車両通行側へ下車する際は、一般車両の通行に注意して下車するとともに、道路横断の際も同様に注意する。
- (8)車両誘導の合図は、誘導灯、手信号、号令等により、距離、高さ、その他必要事項を明確に運転手に伝達することとし、誘導する際は、足元に注意し、一般車両、歩行者、他の団員等に注意して、車両の側方で行う。
- (9)停車する際は、駐車ブレーキを確実に作動させ、車両が確実に停車したことを確認してから車輪止めをする。

5 水利部署時の留意事項

- (1)水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合するため、衝突する危険があり、他の消防車両及び団員の行動に注意する。
- (2)吸管伸長は、吸管の跳ね返りやつまずきに注意する。
- (3)防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管伸長してから開放することとし、蓋を開けた場合、転落防止のため団員はそこから離れない。
- (4)消火栓を使用する際は、手足を挟まないように注意するとともに、急激に水が噴き出す場合があるので、徐々に開放する。
- (5)消火栓、防火水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険があるときは、ロープ等で表示し、注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- (6)塀越し等の水利に部署する際は、梯子等を使い2名以上の団員が協力して行う。
- (7)河川等について転落の危険がある水利は、ロープ等で団員の身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
- (8)積雪、寒冷時は、滑りやすいため転倒に注意し、重心を低くして小股

で歩くようにして作業を行う。

(9)夜間は、前照灯、作業灯などの照明器具を有効に活用するとともに、周囲の状況や足元を確認し作業を行う。

6 ホース延長時の留意事項

(1)ホースは、無理な本数の搬送は行わず、他隊のホースによるつまずきや転倒に注意して、ホースの結合金具部付近を確実に保持し、周囲や前方の障害物等に注意して延長する。

(2)軒下等は落下物の危険があるため、火災建物から離して延長し、道路中央への延長は極力避け、後続隊の活動に配慮する。

(3)塀等を乗り越えて延長する際は、塀等の強度を確認するとともに積載されている梯子等を活用する。

(4)ホースと放口や筒先との結合は確実にを行い、結合状態を確認するとともに、放口と筒先では余裕ホースをとる。

(5)ホースブリッジを使用する際は、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通整理を行う。

7 送水時の留意事項

(1)機関員は、放水位置、ホース本数を確認して送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。

(2)ホースが暴れるのを防ぐため、放口は徐々に開放するとともに、送水圧力の急激な上昇は危険であるため、送水圧力についても徐々に上げる。

(3)予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停止できる態勢で送水する。

(4)高所へホースを延長しているときは、見通しの良い場所であっても梯子等を利用し、筒先員の放水態勢が完了してから送水する。

(5)筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。(無線機の有効活用)

8 放水活動時の留意事項

(1)建物の燃焼状況、壁体等の受熱状況、焼損程度等を観察し、家屋、壁体の倒壊、屋根の落下、床の踏抜き等の危険を考慮し、団員の安全確保を図れる場所を筒先部署位置として選定する。

(2)筒先の開閉は徐々に行い、反動による転倒を防止するとともに、筒先の保持は確実に2人で行い、自身の安全の確保を図る。

- (3) 高圧注水で反動力に耐えられないときは、筒先を離すと危険であるため噴霧注水とするが、やむを得ないときは筒先を閉じるとともに、無線機等を活用し機関員に圧力を下げさせる。
- (4) 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯になり跳ね返る危険があるため、噴霧注水等適宜使用する。
- (5) 火災建物等へ両方向から注水する場合は、他の筒先員へ誤って注水することがないように注意する。
- (6) 筒先を移動する際は、足元の状況、高所からの落下物等に注意する。
- (7) ガスが滞留している場合は、火花を発する資機材の使用は厳禁とし、噴霧注水によりガスの拡散を図る。
- (8) 噴出しているガスが炎上している場合は、不用意に消火することなく、ガスボンベの冷却に努め、ガスコックでガスの遮断を優先するが、ガスの遮断が不可能な場合は、周囲への延焼防止を行う。
- (9) 危険物火災は、急激な延焼拡大や爆発の危険があるため、原則注水しない。
- (10) 特別高圧（7,000V 以上）又は高圧（直流750V、交流600V 以上）の発・変電施設の火災における消火活動は、原則として事業所の電気技術者による電路の遮断・処置を待つて行う。

9 残火処理の留意事項

- (1) 長時間の火災や深夜の火災など疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になりがちであるため、適宜交代や作業を分担するなど疲労の軽減を図り注意力を持続させる。
- (2) 屋根等の高所で活動する際は、安全には特に注意し転倒防止措置を講ずること。
- (3) 瓦や壁、柱など落下や崩落の恐れがある場合は、消防署との協議を行い、強制的に落下させたり、ロープ等により立入禁止にするなど対応措置を講じる。
- (4) 放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし小股で慎重に歩くこととし、決して走らない。

10 引き揚げ時の留意事項

- (1) 現場で使用した資機材を撤収する際は、他分団の資機材を間違えて積載しないよう資機材に第○分団第○部など記載しておくとともに、走行中に落下することがないように確実に積載する。
- (2) 使用した水利を確認し、消火栓の閉め忘れがないか、防火水槽への水

の補充や蓋の確認を行う。

- (3)走行には十分注意し、特に疲労等から信号の見落としなどがないう呼称による確認を行うなど注意する。
- (4)車庫入れの際は、車両後方、周囲の確認のため誘導員を置く。
- (5)帰所後は、次の出動に備え、使用した資機材の点検を行うとともに、放口、吸口、ドレンコック等を確実に閉め、車両等の燃料、真空オイル等の確認を行い、不足している場合は補充する。
- (6)指揮隊より説示書を受けた際は、再出火の危険がある為、現場の巡回をお願い致します。

11 林野火災での留意事項

- (1)山の急斜面が延焼している場合や強風等で急速に延焼拡大している場合は、非常に危険であるため、上方及び風下には部署せず、燃えた跡地や防火帯、広大な空き地等から監視する。
- (2)気象条件の変化により延焼状況が急変する場合があるので、活動中、休憩中を問わず、監視員を置き、常に延焼状況の把握に努めるとともに、必ず退路を確保する。
- (3)しの、しだ、かや等の原野、切り落とした下枝を放置した山林では、急速に延焼拡大する恐れがあるため、進入しないことを基本とするが、やむを得ず進入する際は、必ず退路を確保する。
- (4)延焼が2方向に分かれたときは、その間には進入しない。
- (5)進入はできるだけ焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しない。
- (6)傾斜地では、落石、焼き物の落下、飛火の危険があるので、燃えている真下から進入しないようにする。
- (7)木の枝や切り株等につまづき転倒しないように注意する。
- (8)夜間の火災は、非常に危険なため原則活動しないこととするが、やむを得ず活動する場合は、照明器具等を活用し安全管理に十分配慮する。
- (9)ジェットシューターで消火する際は、延焼や飛火等により退路を断たれる危険があるため、周囲の下草等に予備注水をしながら行う。
- (10)傾斜地上方でホース延長により注水する際は、火煙、気象等の状況を考慮し、安全を確認してから行う。
- (11)火たたきによる消火は、無造作に行うと周囲に火の粉が飛散し、火災を拡大させ、退路を断たれる恐れがあるため、焼け跡の方から行う。
- (12)覆土の下の火災は、延焼拡大の危険性が高いので、地形、山林の状況、気象条件等を考慮して慎重に行う。
- (13)煙に包まれた際は、慌てることなく新鮮な冷たい風が吹いてくる方向

に退避する。

(14)火に包まれた際は、煙や熱気を吸わないようにするとともに、姿勢を低くしてくぼ地などで身を守り、周囲に注意して脱出する。

消防団火災出場指定表

区 域	出場区域							第 1 出場	第 2 出場	第 3 出場
	町 名	地 区						分団	分団	分団
1	中郷町	上桜井	下桜井	足洗				1	2.3	4.5.6
2	中郷町	小野矢指	粟野	日棚	汐見ヶ丘			2	1.3	4.5.6
3	中郷町	松井	石岡					3	1.2	4.5.6
4	磯原町	内野	半蔵	峰岸	西明寺	重岩	上原	4	5.7.8	1.3.6
5	磯原町	大塚	田畑	笠松	足田内	上相田	木皿	5	6.7	3.4.8
6	磯原町	豊田	磯原	本町	旧磯原			6	5.7	1.8.9
7	華川町	臼場	中妻	下相田	下小津田	車		7	5.8	1.3.6
8	華川町	上小津田	杉内	茜平	芳ノ目	腰越		8	7.9	3.5.6
9	華川町	山下	里見	内城台				9	7.8	4.5.6
10	華川町 関本町	花園 才丸						10	7.8	15.17.18
11	関南町	神岡上	神岡下	湯の網	関本下			11	12.13.14	15.16.17
12	関南町	仁井田	里根川					12	11.13.14	15.16.17
13	大津町	東町	仲町	西町	字五浦			13	12.14.15	11.16.17
14	大津町	北町						14	12.13.15	11.16.17
15	平潟町							15	12.13.14	11.16.17
16	関本町	福田	関本中					16	11.17.18	12.14.15
17	関本町	八反	関本上					17	14.16.18	11.12.15
18	関本町	富士ヶ丘						18	14.16.17	11.12.13
19	関本町	小川						19	10.18	7.8.9

備考

- 分団出場は、区域内の分団が出場するものとする。
- 分団出場は、この表に定める他、現場最高指揮者からの要請による。

【風水害編】

1 基本事項

- (1)風水害は、土砂の崩壊、増水等による二次災害の危険があることから、地形等の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分把握するとともに活動の安全を確保する。
- (2)土砂災害は、雨が止んでからもしばらくは拡大したり、同じ場所で再び発生する可能性がある。特に土石流は複数回発生する傾向にあることに留意する。
- (3)活動が長時間の連続作業となる時は、疲労による注意力の低下に起因する事故を防止するため、消防団員は順次交替し、活動しない団員は安全な場所で待機する。
- (4)悪天候下で作業の際には、状況に応じ、雨合羽、救命胴衣、保安帽の着装に配慮する。特に夜間は、足場等の安全確保のため作業範囲を十分に明るく照らす。

2 河川警戒での留意事項

- (1)河川警戒は、必ず2人以上で行う。
- (2)堤防の法面は滑りやすいので注意するとともに、水位状況等の確認は、ライフジャケットを着用し固定物に命綱を結着して行うこととし、夜間は特に視界が悪いため、無理に水位の確認はせず、安全な場所から車両の照明等を有効に活用して行う。
- (3)堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭に置きながら行動する。
- (4)強風、突風によって河川等に転落しないように注意する。
- (5)積み土のう等で補強してある箇所近づくときは、崩壊の危険性が高いので十分注意する。
- (6)車両で警戒する際は、風雨により視界が悪く、路面も水没したり破壊物があったりするため、水位の上昇等周囲の状況に注意して慎重に走行する。

3 浸水地域の警戒での留意事項

- (1)基本的に、冠水した道路、冠水することが予想される道路は車両走行しない。
- (2)道路の陥没や路肩の崩壊等も考えられるため、これらに配慮した車両走行を行う。
- (3)マンホールの吹き出しや蓋の移動に注意する。

(4)浸水により危険物や毒劇物等が流出することがあるため、特に工場や研究機関等の周囲では、水の色や臭気に注意する。

4 崖崩れ地域の警戒での留意事項

- (1)崖崩れ危険箇所では、崖からの土石の落下、擁壁のふくらみ・亀裂、排水施設の崩壊などの状態を確認するとともに、崖崩れに巻き込まれないよう危険箇所の真下には位置しない。
- (2)崖下の道路の通行は極力避け、やむを得ず通過する場合は、落石、崩壊等に十分注意する。

5 強風時の警戒での留意事項

- (1)市街地及び住宅地では、瓦や看板等の落下や飛散物があるため、ヘルメットを着用し、上方にも注意する。
- (2)電柱が傾斜したり倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。
- (3)歩行困難な強風（突風）の場合は姿勢を低くし、固定物につかまるか、遮へい物を利用して身体の安全を確保する。

6 資機材等搬送時の留意事項

- (1)車両、資機材等は、破堤等を考慮し安全な場所に置き、常に整理整頓しておく。
- (2)資機材を搬送する際は、足元に注意するとともに、特に重量物や大量の資材を搬送する場合には、可能な限り動力機械器具等を活用する。
- (3)強風時に表面積の大きい物を搬送する際は、風圧による転倒や搬送物の落下等に気を付ける。
- (4)多人数で担いで搬送する際は、指揮者の号令により歩調を合わせて行う。
- (5)車両で資機材を搬送する際は、シートやロープで固定し落下を防止する。

7 水防工法時の留意事項

- (1)河川に背を向けて活動することのないように注意し、必要に応じて命綱等により身体を確保する。
- (2)土のう等重量物を持ち上げる際は、膝を曲げ十分腰を落とし、背筋を伸ばした正しい姿勢から膝の屈伸を活用した姿勢で持ち上げ、腰部損傷を防ぐ。

- (3)作業開始前に流木、倒壊家屋、崩壊の恐れのある土砂等を除去する。
- (4)掛矢、スコップ、つるはし等を使用する際は、他の団員と接触しないように注意する。
- (5)杭打ち作業をする際は、掛矢を確実に保持し、打ち損じないように注意するとともに周囲に人を近づけない。
- (6)堤防上で水防活動を実施する際は、次の前兆現象が現れたら、破堤の恐れがあるので退避するなど身の安全を確保する。
 - ア 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
 - イ 法の崩れが天ばまで達しているとき。（この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがあるので特に注意する。）
 - ウ 漏水の水量が多く、しかも濁っているとき。（この場合、漏水孔内が洗掘されているので注意する。）
 - エ 漏水に泡が混じった状態のとき。（決壊の危険が迫っているので特に注意する。）
- (7)水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、団員を随時交代させ、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止するとともに、活動していない団員は、交代要員として安全な場所で待機する。

8 救助活動時の留意事項

- (1)二次災害を防止するため、ロープにより堅固な指示物へ身体を確保し、また崩落の恐れがある土砂、落石を排除するなど、団員の安全確保を図る。
- (2)活動現場全体を見渡すことができる場所に監視員を配置する。
- (3)万一に備え、緊急避難の方向や合図等を団員全員に周知徹底する。
- (4)危険を察知したときは、即刻退避する。
- (5)崖崩れ等における救助については、次のことに注意する。
 - ア 人命検索を行うときは、二次災害防止のため、必ず監視員を配置する。
 - イ 崖崩れ等の前兆現象に十分注意するとともに、前兆現象を覚知したときは一旦作業を中止して退避することとし、退避は土砂の流れる方向と直角の方向として、土砂の流れる方向は崖崩れに巻き込まれる危険性があるので絶対に避ける。
 - ウ 崩れる危険性のある場所は、ブルーシート等で雨水の侵入防止措置を図ってから作業を開始する。
 - エ 浸水地の避難誘導は、水深が浅い道路を選定し、活動が見渡せる場

所に監視員を配置する。

オ 住民の避難は一刻を争うので、持ち物は最小限にし身軽にさせる。

カ 避難誘導時、マンホール等の開放箇所には注意するとともに、浸水地の歩行避難は、一般的に大人で30cm、子どもで20cm までとし、団員の行動は腰までの水深を限度とする。

9 水防活動時における退避基準

・次の現象や情報が確認されたときは、二次災害発生恐れがあるので退避判断等を考慮する。

(1)洗堀箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。

(2)法の崩れが天ばまで達しているとき。（この場合、法面は洗堀されており、一挙に数メートルにわたり崩れる可能性があるので特に注意する。）

(3)漏水の水量が多く、しかも濁っているとき。（この場合、漏水孔内が洗堀されているので特に注意する。）

(4)漏水に泡が混じった状態のとき。（決壊の危険が迫っているので特に注意する。）

(5)河川水位が氾濫危険水位に迫っているとき。

水位観測所・基準水位

河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
大北川	磯原	2.6m	3.0m	3.5m	5.0m
花園川	豊田	2.0m	2.6m	3.2m	5.0m

※里根川・江戸上川・塩田川については上記の設定なし。

・氾濫危険水位（危険水位）

河川が氾濫する恐れがある水位や安全に避難するために避難を開始すべき水位。

・避難判断水位（特別警戒水位）

市町村からの避難準備情報等の発表される目安となる水位。

・氾濫注意水位（警戒水位）

警戒活動を開始する目安となる水位。

・計画高水位

堤防を作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。

警戒レベル発令時の広報文

警戒レベル3

第〇〇分団よりお知らせいたします。
〇〇川が、氾濫する恐れがある水位に近づいています。
〇〇地区に、〇〇災害に関する 警戒レベル3 【高齢者等避難】が発令されました。
高齢者や、避難に時間のかかる方は、避難を開始して下さい。
〇〇に、避難所を開設しております。

警戒レベル4

第〇〇分団よりお知らせいたします。
〇〇川が、氾濫する恐れがある水位に到達しました。
〇〇地区に、〇〇災害に関する 警戒レベル4 【避難指示】が発令されました。
直ちに避難を開始して下さい。
〇〇に、避難所を開設しております。

※状況に応じて〇〇の部分に言葉を入れて使用するようお願い致します。又、防災無線等の情報に合わせて広報をする。

北茨城市避難情報発令基準（洪水）

段階	レベル	大北川	花園川	その他河川等（里根川、江戸上川、塩田川）
高齢者等避難	警戒レベル3	1 大北川の磯原水位観測所の水位が避難判断水位である3.0m（赤色）に到達した場合 2 大北川の磯原水位観測所の水位が、氾濫注意水位である2.6m(橙色)を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 大北川の石岡水位観測所の水位が急激に上昇している。又は、ダムの放流が行われる場合 ② 大北川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が29.7(赤色)に到達する場合） ③ 洪水警報の危険度分布で、大北川上流の河川表示色が赤色以上になった場合 3 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	1 花園川の豊田水位観測所の水位が避難判断水位である2.6m（赤色）に到達した場合 2 花園川の豊田水位観測所の水位が、氾濫注意水位である2.0m(橙色)を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 花園川の上小津田水位観測所の水位が急激に上昇している。又は、ダムの放流が行われる場合 ② 花園川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が19.2(赤色)に到達する場合） ③ 洪水警報の危険度分布で、花園川上流の河川表示色が赤色以上になった場合 3 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	1 大北川・花園川に高齢者等避難を発令するような状況をその他河川等において確認した場合 ① その他河川で水位が急激に上昇している場合 ② その他河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(赤色)に到達する場合） ③ 洪水警報の危険度分布で、その他河川等上流の河川表示色が赤色以上になった場合 2 軽微な漏水、浸食等が発見された場合 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	警戒レベル4	1 大北川の磯原水位観測所の水位が氾濫危険水位である3.5m(うす紫色)に到達した場合 2 大北川の磯原水位観測所の水位が、避難判断水位である3.0m(赤色)を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 大北川の石岡水位観測所の水位が急激に上昇している。又は、ダムの放流が行われる場合 ② 大北川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が32.7(うす紫色)に達した場合） ③ 洪水警報の危険度分布で、大北川上流の河川表示色がうす紫色以上になった場合 3 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	1 花園川の豊田観測所の水位が氾濫危険水位である3.2m(うす紫色)に到達した場合 2 花園川の豊田観測所の水位が、避難判断水位である2.6m(赤色)を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 花園川の上小津田水位観測所の水位が急激に上昇している。又は、ダムの放流が行われる場合 ② 花園川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が21.1(うす紫色)に達した場合） ③ 洪水警報の危険度分布で、花園川上流の河川表示色がうす紫色以上になった場合 3 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	1 大北川・花園川に避難指示を発令するような状況をその他河川等において確認した場合 ① その他河川で水位が急激に上昇している場合 ② その他河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 洪水警報の危険度分布で、その他河川等上流の河川表示色がうす紫色以上になった場合 2 異常な漏水・浸食等が発見された場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保	警戒レベル5	1 大北川の磯原観測所の水位が、計画高水位である5.0m(黒色)に到達した場合 2 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域を限定する） 4 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	1 花園川の豊田観測所の水位が、計画高水位である5.0m(黒色)に到達した場合 2 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域を限定する） 4 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	1 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域を限定する） 3 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

北茨城市避難情報発令基準(土砂災害)		
段階		
対象地域	レベル	【発令の対象地域】
		1 避難対象区域は土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。
		2 上記以外の地域で、土砂災害の兆候を確認した地域
		3 災害の発生を把握した場合は、発生箇所や周辺区域を含む事前に設定した発令区域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。
高齢者等避難	警戒レベル3	1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【警戒(赤色)】の表示となった場合
		2 数時間後に避難経路等の異常気象時通行規制の基準値に達することが想定される場合
		3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝までに大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合
		4 強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	警戒レベル4	1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合
		2 「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【非常に危険(うす紫色)】の表示となった場合
		3 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
		4 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
		5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
		6 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保	警戒レベル5	1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合
		2 土砂災害が発生した場合

洪水、大雨浸水に関する用語

用 語	説 明
水 位	河川水面の高さ
平常水位	増水や濁水をしていないときのふだんの水位
増 水	平常の水位よりも水かさが増すこと、川の水量が増大すること
浸 水	ものが水にひたったり、水が入りこむこと 用例 床下浸水、低地の浸水
冠 水	農地や作物、道路が水をかぶること
氾 濫	河川の水がいっぱいになってあふれ出ること (堤防の高さを越えたり、堤防が壊れて、水があふれる現象) 大雨で堤防が決壊し、川の水が氾濫することもある 溢水(いっすい)や越水(えっすい)は「氾濫」または「水があふれる」に言い換える
決 壊	河川の増水により、堤防が壊れること 破堤(はてい)は「決壊」に言い換える
(右岸、左岸)	(河川の上流から下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という)

地面現象に関する用語

用 語	説 明
地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象
山崩れ	産地の斜面の土砂や岩石が急激に移動する現象で、大雨や融雪が原因となる場合が多い。地震が原因となることもある 土砂崩れは「山崩れ」「がけ崩れ」とする
土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象 山津波は土石流に言い換える

※気象庁ホームページ「河川、洪水、大雨浸水、地面現象に関する用語」より抜粋

【震災編】

1 参集時の留意事項

- (1) 団員各自がテレビ、ラジオ等で地震を確認し、震度5弱以上または発生していると予測した時及び津波注意報以上の津波情報が発表時は、家族の安否確認等、必要な措置を講じた後、速やかに消防団詰所へ参集する。
- (2) 参集時の服装は原則、活動服とし、移動については徒歩、自転車又はバイクとし、自動車の使用は、極力避けるようにする。
- (3) 参集の際は、余震や建物の倒壊、落下物等に注意するとともに、可能な限り被害状況の把握に努め、分団長へ報告を行い情報の共有を図る。
- (4) 火災の発生を確認した場合は、速やかに119番通報及び分団長又は副分団長へ連絡するとともに、付近住民と協力して初期消火活動にあたる。(ガス漏れ等もあるため、身の安全に十分注意すること。)
- (5) 発生した火災が自主防災組織等付近住民で対応できないと判断した場合は、その旨を分団長又は副分団長へ連絡し、付近住民の避難誘導にあたりとともに消防団等の到着を待つ。
- (6) 自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無を確認する。
- (7) 要救助者がいた場合、容易に救出することができる場合は、余震等に注意するとともに、安全管理には十分注意して救出活動にあたる。
なお、一人では対応できない場合においても、複数であれば救出できると判断した場合は、自主防災組織等付近住民と協力して救出活動にあたる。
- (8) 救助が困難な場合は、無理をせず安心感を与えるよう呼びかけるとともに、分団長もしくは副分団長へ連絡し応援を待つ。

2 活動時の留意事項

- (1) 正副団長、分団長からの情報に注意するとともに、ラジオ等から災害情報を入手する。(状況が刻々と様相を変えるため、常に最新の情報を入手する。)
- (2) 参集団員から参集途上の被害状況を共有する。
- (3) 出動体制が整うまでは消防団詰所等で待機する。
- (4) 出動体制が整ったら消防本部に指示を仰ぎ、出動の可否を決定し、活動については消防本部へ報告すること。(複数人員での編成とする。)
- (5) 連絡手段については、無線機及び携帯電話を活用して行うこと。
- (6) 被害の状況によっては長期の活動が予想されるため、交代要員を含め参集団員を常に把握する。

- (7)現場までの経路は収集した情報を基に、危険箇所等を十分に把握し安全管理に努める。
- (8)大規模地震の後には必ず余震があることを心得ておき、活動中については特に注意する。
- (9)現場活動にあつては、単独行動を避け、常に2名以上が協力して行う。
- (10)部班長等は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握した上で危険要素を周知するとともに、活動部隊の周囲を観察し、危険要素及び危険行動を排除する。
- (11)部班長等は、団員の体調（表情、顔色、疲労度等）を常に把握し、異常があると思われる時は適宜休憩させる。
- (12)安全管理は、任務遂行を前提とした積極的行動対策であると考え、必要に応じて踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

【津波編】

1 津波ハザードマップ等の把握

津波災害時の消防団活動にとって、被害想定を事前に把握しておくことが重要であるため、津波ハザードマップの被害状況や避難経路を把握しておく。

2 参集及び出動時の留意事項

- (1)津波注意報発令時の参集場所は、原則消防団詰所とするが、津波浸水想定区域内にある分団はその限りでない。
- (2)団員は原則として、2名以上で活動すること。また、班長以上の指揮者の下で活動する。
- (3)分団長又は副分団長は、災害現場の特徴を的確に把握し、分団員の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として分団員に指示すること。
- (4)緊急避難道路を確保できない浸水区域には、侵入しない。
- (5)分団長又は、副分団長は、必要に応じて無線機及び携帯電話等を活用した通信連絡を行うこと。
- (6)出動する際は、以下の装備を必ず着用して活動する。
 - ア 活動服
 - イ ヘルメット
 - ウ 編上げ靴又は長靴
 - エ 救命胴衣
 - オ 携帯用無線機
 - カ その他 防寒着等必要な装備品
- (7)団員は、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、活動すること。

3 退避ルール

- (1)津波浸水想定区域内にある分団等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。
- (2)活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、（おおむね、20分）それを経過した場合には直ちに退避する。
- (3)避難命令を団員に伝達する手段については、無線機及び携帯電話のほ

か車両のサイレンや警鐘、マイクなども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。

(4) 団長又は、各分団長は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

※退避ルールの設定理由

- (1) 従前より津波警報発表時の活動時間を20分としていること。
- (2) 宮城県沖地震津波（連動型）のシミュレーションにおいて、第1波到達予測時間は25分（越喜来湾）となっていること。
- (3) 東日本大震災では、約30分で津波最大波高が到達していること。

上記の時間に対し、地盤沈下や防波堤等の損壊状況から津波到達時間が早まる可能性があること、及び退避時間を考慮して活動時間を20分とした。

4 活動時の留意事項

- (1) 団本部は、対策本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間（または時刻）を判断し、正副団長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた正副団長は速やかに分団長へその旨連絡することとし、分団長へ連絡が取れない場合は副分団長へ連絡する。
- (3) 連絡を受けた分団長は部長へその旨連絡する。部長へ連絡が取れない場合は班長へ連絡する。
- (4) 活動する際は、必ず2名以上とし、無線連絡担当を車両に待機させること。
- (5) 部班長等は、現場の特徴を的確に把握し、自隊の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に団員に指示する。
- (6) 部班長等は、無線等で正副分団長と連絡を取り、その指揮下で活動する。
- (7) 部班長等は、分団長等と連絡が取れない状態となった場合は、団員等からの情報や周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させる。

5 避難誘導、避難広報時の留意事項

(1) 車両と共に活動する場合

ア 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車

し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等に警戒するとともに、常に高台等への退避ルートを念頭に置いて活動する。

イ 避難、誘導を事前計画に基づき複数ルートを選択しておき、家屋の倒壊等により道路が通行できない場合は迂回するとともに、事前に設定していた別ルートを選定する。なお、別ルートも通行できない場合は、分団長に連絡する。

(2)車両から離れて活動する場合

ア 原則として、1名は車両で待機し、分団長との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行う。

イ 車両はでき得る限り見晴らしの良い場所に停車させ、直ちに退避できるよう停車位置や向きに配慮する。

ウ 車両から離れて活動する場合は、必ず2名以上で行動し、団員全員が必ず携帯無線機及び携帯電話等を携行し、分団長と連絡がとれる状態であること。

なお、原則として、車両の拡声器のサイレン音が聞こえる範囲で活動する。

(3)海面監視を行う場合

海面監視を行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。

危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、分団長に連絡をする。

(4)災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難については、地域で避難の方法を定め、その内容を消防団員とも共有することが重要である。

・関係機関災害時連絡先

北茨城市消防本部	(0293) 42-0119
北茨城市災害対策本部	(0293) 43-1111
高萩警察署	(0293) 24-0110

※平成24年4月1日消防団長達第1号「震災時における消防団の参集・活動基準」及び「津波災害時の活動・安全管理マニュアル」は、重複するので廃止とする。